

玖珠町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託の
簡易公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

玖珠町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委

2 目的

この要領は、「玖珠町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委」(以下「本業務」という。)の事業者を選定することを目的とする。

3 業務概要

(1) 全般事項

本業務は、今後本格的に迎える人口の減少や少子高齢化に伴う玖珠町における課題を整理するものである。また、本町の最上位計画である「玖珠町第6次総合計画」及び「玖珠町まち・ひと・しごと総合戦略」と整合性を図り、令和9年度を計画期間初年度とする「玖珠町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定を行うものである。なお、本計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

これにより、各計画間の整合性をより一層図るとともに、業務の円滑化、人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を行うことを目的とする。

(2) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約の日から令和9年3月26日(金)まで

(4) 契約方法

簡易公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 委託上限額

委託上限額 6,380,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 参加資格

次の(1)～(7)をすべて満たす者。

- (1) 九州内に本社、支社または営業所等を有するコンサルタント等で、計画策定・調査研究を業として行う事業者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 玖珠町が発注する調査、設計、測量、建設コンサルタント業務及び補償コンサ

ルタント業務等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等を定める告示（昭和60年告示第73号）第2の入札参加資格審査申請書を提出し、資格の認定を受けている者であること。

- (4) 競争入札参加資格等指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、すでにその停止の期間が過ぎていること。
 - (5) 過去3年以内に大分県内の市町村で、上記に示している当該同種業務実績があること。
 - (6) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
 - (7) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録されているのであれば提出のこと。
- ※作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）を発注者に提出するものとする。

5 仕様等に関する質問

- (1) 仕様等に不明がある場合には、質問受付期間内に、質問票（様式第7号）を電子メールに送信すること。
 - ※質問受付期限以降の質問は受け付けない。
 - ※各種様式は玖珠町ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 質問受付期限については、公告の日から6月8日（月）17時までとする。
- (3) 回答は、6月10日（水）までに、全ての質問について取りまとめ、玖珠町ホームページに掲載する。
- (4) 質問者の名称等については公表しない。
- (5) 審査に関する質問には応じない。
- (6) 提出先 「15 提出及び問い合わせ先に同じ」

6 プロポーザルへの参加申込

今回のプロポーザルは簡易公募型プロポーザルとし、実施要領及び仕様書の内容を確認の上、「参加表明書（様式第1号）」を下記方法により提出するものとする。

- (1) 提出先 「15 提出及び問い合わせ先に同じ」
- (2) 提出方法 持参又は郵送（FAX不可）
- (3) 期限 令和8年6月15日（月） 17時必着

7 参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和8年6月19日（金）17時までに「辞退届（様式第6号）」の提出により辞退を認める。提出方法は、前号と同様とする。

8 企画提案書の提出

今回のプロポーザルへの参加表明書を提出した者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提案書の提出

- ・提案書（様式第2号）のほか「9 提案を求める事項」で定めるものを提出すること。
- ・提案内容は文書、表、図等で簡単かつ明瞭に記載すること。

(2) 提出部数 正本1部、副本3部

(3) 提出場所 「15 提出及び問い合わせ先に同じ」

(4) 期 限 令和8年6月25日（木）17時必着（持参又は郵送）

なお締切以降における提案書等の差替え及び再提出は一切認めない。

9 提案を求める事項

提案書（様式第2号）のほか下記の事由に従い、提案文書を提出すること。

記載事項等	内容に関する留意事項
会社概要書 (様式第3号)	・会社概要について記載及び提出すること。 ※「主な事業」欄など記載欄が不足する場合は、パンフレット等の会社概要を添付することも可とする。
同種業務実績 (任意様式)	・企業の同種業務実績を提出すること。 契約先及び策定年度がわかるよう表記し、過去3年間の実績を記載すること。本町において類似又は関連計画等の契約実績がある場合についても記載すること。関連会社の実績は含まない。
業務実施体制届 (様式第4号)	・配置予定の技術者（主担当者、副担当者）を記載する。
技術者の経歴等 (様式第5号)	・主担当者及び副担当者の経歴等を記載する。 ・保有資格は、資格を証明するものの写しを添付する。
業務内容に対する 企画提案書 (任意様式)	・仕様書の業務内容を考慮し、各計画の策定に対する具体的な取組み方法等を記載する。 ・記載様式は任意とするが、A4版、横書きとする。 ・以下の項目で記載をしてください。 業務の基本的な考え方 計画策定のポイント 具体的な策定手法 業務実施体制 各計画の作業工程スケジュール

見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・見積額については、説明資料等がある場合は、任意で添付すること。 ・見積の詳細な内訳書も作成し添付すること。
---------------	--

10 事業者の選定スケジュール

令和8年	6月 1日 (月)	公募開始日
	6月 8日 (月) 17時	質問受付期限
	6月10日 (水)	質問回答
	6月15日 (月) 17時	参加表明書提出期限
	6月19日 (金) 17時	辞退届提出期限
	6月25日 (木) 17時	提案書等の提出期限
	6月下旬	審査結果の通知

11 提案の審査等

(1) 評価基準 (別表1「審査評価項目」参照)

- (ア) 業務提案内容の妥当性
- (イ) 予定技術者の業務経験、業務遂行能力及び専任性など業務実施体制の妥当性
- (ウ) 同種業務の策定実績
- (エ) 提案内容を勘案した見積価格の妥当性

(2) 審査方法

- ① プレゼンテーションは実施しない。ただし、提案書及びその他の提出書類の内容等に疑義がある場合は、必要に応じてヒアリングを行う。
- ② 審査については総合的に評価を行い、順位を決定する。

(3) 事業者の選定

上記の審査で順位が第1位の事業者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった時又は不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者に選定された事業者と交渉を行う。

(4) 結果の通知

結果通知については、速やかに電子メール等で行う。また、結果に対する異議は認めない。

1 2 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

- (1) 本実施要領4の参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 審査委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 指定する様式によらない場合。
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 虚偽の記載がなされた場合。
- (8) 本実施要領の「委託上限額」を超える金額で提案された場合。

1 3 契約の締結等

(1) 契約方法

契約予定事業者は、本町と契約内容等詳細について協議する。なお、協議の結果、合意に至らなかったときは、次点の事業者と契約締結を交渉する。

(2) 契約内容

①最終的な契約内容及び金額については、審査後、選定業者と玖珠町の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定するものとする。

※提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない。

②提案資料及び提案内容については、見積金額内でできることを確約したものとみなす。

1 4 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、本町が承諾したものについては、この限りではない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 理由を問わず、応募書類の提出期限後の提出は一切受け付けない。
- (5) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

1 5 提出及び問い合わせ先

玖珠町福祉保険課

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268-5

電話番号：0973-72-1115 F A X : 0973-72-2112

E-mail : kaigo@town.oita-kusu.lg.jp

担当 高齢者支援班：秋好・吉住

(別表1)

審査評価項目

審査項目	評価基準	配点
策定方針	<ul style="list-style-type: none">・本業務の理解度、国の方針、情報収集能力等を評価する。・本業務内容を理解し、現在の国の方針などを正確に把握し、全国的な情報収集が可能であるか。	／10点
企画内容	<ul style="list-style-type: none">・会社の特徴を活かした提案の独創性、具体性、必要性を評価する。・会社の特徴を活かした独自提案があり、具体的手法が示され、かつその提案内容が事業に必要であり玖珠町にとって有益なものであるか。	／30点
業務の推進・支援体制	<ul style="list-style-type: none">・業務運営支援体制を評価する。・策定スタッフの人数や、全国及び近隣自治体の策定状況の情報提供ができる等。	／5点
提案者の策定実績	<ul style="list-style-type: none">・同計画の全国及び県内の策定実績を評価する。・介護や高齢者の計画で多くの件数実績があり、かつ県内実績が複数ある等。	／10点
継続性	<ul style="list-style-type: none">・継続実績を評価する。・介護や高齢者の計画を継続して委託事業を行っている。	／5点
地域性、信頼性	<ul style="list-style-type: none">・業務を通じた信頼性、地域性の理解度を評価する。・過去の玖珠町との委託契約実績	／5点
主担当者の専門性	<ul style="list-style-type: none">・主担当者の実務年数を評価	／5点
副担当者の専門性	<ul style="list-style-type: none">・副担当者の実務年数を評価	／5点

審査項目	評価基準	配点
情報セキュリティ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等に関する取扱いについて評価する。 ・プライバシーマークの更新回数等 	／5点
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額が予算の範囲内か。 ・企画提案内容に対して妥当な金額か。 ・費用対効果が見込まれるか。 	／20点
合計		100／点